

報告第14号 専決処分の報告について
(亀山市総合環境センターにおける物損事故
に伴う損害賠償の額を定めることについて)

- 1 事故発生日時 令和6年5月8日(木)午後2時30分頃
- 2 事故発生場所 亀山市布気町地内(亀山市総合環境センター)
- 3 相手方 氏名 XXXXXXXXXX
損害の程度 車両のリアバンパーの損傷
- 4 事故の状況等 令和6年5月8日午後2時30分頃、亀山市総合環境センター内において、相手方車両により持ち込まれた廃棄物を当該車両のトランクから運び出した際、リアバンパーに落下させ、損傷させた。
- 5 相手方損害額 188,474円
- 6 過失割合 市側 100% 相手方 0%
- 7 市賠償額 188,474円
(全国市長会市民総合賠償補償保険から全額補填)